

被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権の確立と核のない世界の実現をめざして
崎山昇（全国被爆二世団体連絡協議会会長）

1 私は全国被爆二世団体連絡協議会（以下「全国二世協」という）で会長を務めています、崎山昇です。

2 私の両親はともに長崎原爆の被爆者であり、私は被爆二世です。父は、爆心地から4 kmの場所で直接被爆し、その後2週間以内に被爆地域に入り、入市被爆しました。彼は、当時のことを「地獄だった」と語っていました。長い間、肺気腫と椎間板ヘルニアを患って、働くことができなくなりました。69歳で呼吸不全のため亡くなりました。母は、爆心地から7 kmの場所で被爆しました。母は、晩年、アルツハイマー性認知症を患い、歩くことも、話すことも、食べることもできなくなりました。膵臓癌のため81歳で亡くなりました。このように、私たち被爆二世は、被爆者としての親の苦しみを見てきました。

3 そして、私たち被爆二世は、自らの原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた核被害者です。これまでに多くの被爆二世が、被爆者である親と同じようにガンや白血病などで亡くなってきました。私も、嚢胞があり、母と同じように膵臓がんにかかるのではないかと不安を抱えています。戦争中、原爆が投下された当時には生を授かっていなかった被爆二世が、原爆放射線の遺伝的影響によって、過去と現在の健康障害に苦しみ、将来の健康不安におびえています。さらに、結婚や就職などにおける深刻な社会的偏見や差別にも苦しんでいます。しかし、私たちは人権を保障するための公的援助を全く受けることができず、放置されています。

4 日本政府は、被爆者に対しては「被爆者援護法」によって無料の健康診断、医療の給付、手当等の支給などの援護対策を行っています。

5 「被爆者援護法」では、被爆者を次のように定義しています。原爆に直接に曝された人々は「直接被爆者（1号被爆者）」、原爆投下後2週間以内に爆心地からおおよそ2km以内に入った人々は「入市被爆者（2号被爆者）」、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」は「3号被爆者」、1、2、3号被爆者である母親の胎内で被爆した人々は「胎内被爆者（4号被爆者）」です。被爆二世は、「胎内被爆者」より後に生を授かった者です。したがって、被爆二世は「被爆者援護法」の対象になっていません。

6 人権侵害を受け、苦しんでいる被爆二世に対する唯一の施策として、日本政府が行っているのは、被爆二世の健康障害に対する不安を解消することを目的とした、単年度の予算措置で実施している「被爆二世健康診断」だけです。この「実施要領」において、①両親またはそのどちらかが被爆者であること、②①の被爆者が長崎被爆の場合、1946年6月4日以降出生した者、広島被爆の場合、1946年6月1日以降出生した者を対象者としています。しかし、この健診は、ごく簡単なもので、被爆二世が最も心配しているガンを早期に発見するための検診は含まれていません。

7 本日配布しています、当会の科学・医療アドバイザーである振津かつみが作成した文書を見ていただくとわかるように、被爆二世に原爆放射線の遺伝的影響があることは明らかです。

8 しかし、日本政府は、ヒトにおいて放射線の次世代への影響が証明されなければ、被爆二世への援護対策を講じないとの姿勢を固持しています。

9 「国連環境開発会議」（地球サミット）の「環境と開発に関するリオ宣言」（1992年）では「重大あるいは取り返しのつかない損害のおそれがあるところでは、十分な科学的確実性がない」場合でも対策を遅らせてはならないと「予防原則」が国際的に確認されました。日本政府は被爆二世が置かれている状況を十分に理解し、「予防原則」の立場に立って、被爆二世に対する援護対策を行い、人権を保障するべきです。

10 これまで当会では、日本政府に対して、被爆二世を「第五の被爆者（5号被爆者）」として位置づけ、「被爆者援護法」を適用することを求めてきました。被爆二世は既に高齢

化し、ガン年齢に達し、健康に対する不安が高まっています。これらの援護策は被爆二世の人権保障のための緊急課題です。

1 1 日本政府は、被爆二世にも「被爆者援護法」を早急に適用すべきです。

1 2 被爆二世に対して、日本政府がどのような援護対策を講じるか、人権を保障する対策を講じるかは、日本の被爆二世の問題にとどまらず、世界の被爆二世に係わる問題でもあります。また、世界の核被害者の次世代の人権保障につながる極めて重要な国際人権問題です。

1 3 核被害による人権侵害が世界の共通認識となれば、そのことが再び核被害者をつくらないこと、核のない世界の実現につながっていくと確信しています。そして、原爆による甚大な人権侵害としての放射線の将来世代への影響の問題を国際社会に訴えていくことが日本の被爆二世の使命であり、責務であると考えています。

1 4 私たち被爆二世は、核兵器の人権侵害の最たるものの一つが、放射線の次世代への影響であることを、自らの体験から国際社会に強く訴えます。現在、世界には核兵器の被害者だけではなく、マーシャル諸島のような核実験による被害者や、チェルノブイリやフクシマのような「核の平和利用」による被害者など多くの核被害者が存在しています。また、日本の過去の植民地支配や侵略戦争の結果、被爆二世も朝鮮半島など日本以外の国にも存在しています。私たちは、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権の確立と、核被害者を再びつくらないために核廃絶を訴えます。

1 5 「核と人類は共存できない」これはヒロシマ・ナガサキの被爆者からの世界へのメッセージです。私たち、被爆二世もまた、核被害者として同じ思いを強く訴えます。核兵器保有国は、核拡散防止条約第6条に基づき核軍縮と全般的完全軍縮のための交渉を真剣に効果的に進めるべきです。核兵器廃絶のために、核兵器保有国も、その「核の傘」に依存する全ての国も、「核兵器禁止条約」に署名し、批准すべきです。全ての国は「核の平和利用」から撤退すべきです。

ご清聴、ありがとうございました。